

岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例

	平成18年	4月21日	条例第10号
改正	平成19年	2月21日	条例第2号
	平成20年	2月22日	条例第1号
	平成21年	5月29日	条例第1号
	平成21年11月	30日	条例第2号
	平成22年	2月18日	条例第1号
	平成22年	6月30日	条例第2号
	平成22年11月	30日	条例第4号
	平成24年	3月12日	条例第2号
	平成24年	5月 1日	条例第3号
	平成25年	3月29日	条例第2号
	平成26年11月	28日	条例第3号
	平成28年	2月15日	条例第1号
	平成28年	3月23日	条例第2号
	平成28年11月	30日	条例第4号
	平成29年	2月 9日	条例第1号
	平成29年12月	18日	条例第3号
	平成30年12月	17日	条例第4号
	令和 元年12月	17日	条例第2号
	令和 2年	2月20日	条例第1号
	令和 2年	3月19日	条例第4号
	令和 3年12月	1日	条例第1号
	令和 4年12月	16日	条例第2号
	令和 5年	2月10日	条例第1号
	令和 5年12月	22日	条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定により、別に定めるものを除き、岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員（以

下「職員」という。)の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与)

第2条 この条例で給与とは、給料、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当をいう。

(給料)

第3条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬として、この条例の定めるところにより支給する。

2 宿舍、食事、制服その他生活に必要な施設等の全部又は一部が職員に支給される場合においては、別に条例で定めるところにより、その相当額をその職員の給料から控除する。

(給料表)

第4条 職員に適用する給料表は、別表第1のとおりとする。

2 前項の給料表(以下「給料表」という。)は、第33条に規定する職員には適用しない。

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、各級ごとの職務の分類は、別表第2に定めるところとする。

(初任給、昇格及び昇給等の基準)

第5条 管理者は、組合の組織に関する条例、規則及び組合の機関の定める規定の趣旨に従い、並びに前条第3項の規定に基づく職務の分類に適合するように、かつ、予算の範囲内で、職務の級の定数を設定し、又は改訂することができる。

2 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、別表第2及び規則で定める基準に従い決定する。

3 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。

4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、規則で定めるところにより決定する。

5 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間における当該職員の勤務成績に

応じて、行うものとする。

- 6 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。
- 7 55歳（規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは「2号給」とする。この場合において、60歳を超える職員の第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。
- 8 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 9 職員の昇給は、予算の範囲内で行われなければならない。
- 10 第5項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、規則で定める。

第6条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、岩手沿岸南部広域環境組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成18年岩手沿岸南部広域環境組合条例第14号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第2項の規定により定められた当該育児短時間勤務職員等の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

- 2 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して

得た数を乗じて得た額とする。

(給料の支給方法)

第7条 給料は、毎月1回その月額的全額を支給する。

2 給料の支給日は、その月の15日以後の日のうち規則で定める日とする。

第8条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、退職した国家公務員又は地方公務員が即日職員となったときは、その日の翌日から給料を支給する。

2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日の日数を差引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(給与からの控除)

第9条 管理者は、毎月給与を支給する際、職員の給与から次の各号に掲げる掛金等に相当する金額を控除して支給することができる。

(1) 一般財団法人岩手県市町村職員健康福利機構に納付すべき掛金その他の徴収金

(2) 釜石市職員共済会に納付すべき出資金、貸付返済金及びその他の徴収金

(3) 職員団体に納付すべき組合費その他の徴収金

(4) 組合構成市町に納付すべき公営住宅使用料及びその他の徴収金

(5) 岩手県市町村職員共済組合が行なう貯金

(6) 全国市長会が行う任意生命保険の保険料

(7) 全国市長会が行う個人年金共済の掛金

(8) 全国都市職員災害共済会が行う火災共済の共済掛金

(9) 勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預貯金

(給料の調整額)

第10条 任命権者は、給料月額が、職務の複雑困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないとき、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。

2 前項の調整額表に定める給料月額調整額は、調整前における給料月額の100分の25をこえてはならない。

(初任給調整手当)

第11条 次号に掲げる職に新たに採用された職員には、次号に掲げる額を超えない範囲内の額を、採用の日から5年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

(1) 特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められるもので規則で定めるもの 月額2,500円

2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて初任給調整手当を支給する。

3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額、その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(扶養手当)

第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員のすべてに対して支給する。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については、1人については10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子が

いる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第13条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終る。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行なうものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項のただし書きは、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定に準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間に

ある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第14条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して規則で定める地域に在勤する職員に支給する。

2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 1級地 100分の20
- (2) 2級地 100分の16
- (3) 3級地 100分の15
- (4) 4級地 100分の12
- (5) 5級地 100分の10
- (6) 6級地 100分の6
- (7) 7級地 100分の3

3 前項の地域手当の級地は、規則で定める。

(住居手当)

第15条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員
- (2) 第17条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員（次号において「単身赴任手当支給職員」という。）で、配偶者が居住するための住宅（規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から

12,000円を控除した額

イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（通勤手当）

第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項及び次項において「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下この項及び次項において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（第3号

において「運賃等相当額」という。) (運賃相当額を支給単位期間の月数で除して得た額 (以下この号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)) が45,000円を超えるときは、その額と45,000円との差額の2分の1 (その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円) を45,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額 (当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が45,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、45,000円との差額の2分の1 (その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円) を45,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額))

(2) 前項第2号に掲げる職員 通勤距離を考慮して31,600円 (規則で定めるところにより通勤が不便であると認められるものにあつては31,600円) の範囲内で規則で定める額 (その使用する自動車等が自動車以外の交通用具で、規則で定めるものである場合にあつては、当該職員が前項第1号及び第3号に掲げる職員に準ずる職員とみなし、前号及び次号により算出した額とする。育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額 (その額が45,000円を超えるときは、その額と45,000円との差額の2分の1 (その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円) を45,000円に加算した額)、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

3 通勤手当は、支給単位期間 (規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間) に係る最初の月の規則で定める日に支給する。

4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。

5 この条において、「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に規則で定める。

（単身赴任手当）

第17条 公署を異にする異動又は在勤する公署の移動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円（規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額）とする。

3 給料表の適用を受けない職員、国家公務員又は他の地方公共団体の公務員であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（特殊勤務手当）

第18条 職員が特殊の勤務に従事し、その勤務に対する報酬について特別の考慮を

必要とする場合において、それを給料に組み入れることが困難な事情があるときは、その特殊性に応じて特殊勤務手当を支給することができる。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給の方法は、別に条例で定める。

(給与の減額)

第19条 職員が勤務しないときは、勤務時間等条例第9条に規定する祝日法による休日（勤務時間等条例第10条第1項の規定に基づき代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。（以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間等条例第9条に規定する年末年始の休日（勤務時間等条例第10条第1項の規定に基づき代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

- 2 前項の勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額その他規則で定める手当の額の合計額に1.2を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じた時間で除して得た額とする。

(時間外勤務手当)

第20条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の1.25から100分の1.50までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の2.5を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日（第23条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正

規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外の次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 前3項の規定にかかわらず、勤務時間等条例第5条の規定に基づき、あらかじめ勤務時間等条例第3条第2項又は第4条の規定に基づき割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項及び次項において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 定年前再任用短時間勤務職員が、勤務時間等条例第5条の規定に基づき、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間（規則で定める時間を除く。）と割り振り変更前の正規の勤務時間との合計が40時間に達するまでの間の勤務については、前項の規定は適用しない。

（宿日直手当）

第21条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,400円（執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で規則で定めるもの（以下「半日勤務日」という。）に退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、6,600円）を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。

2 前項の勤務は前条、次条、第23条、第26条第1項及び第2項の勤務には含ま

れないものとする。

(夜間勤務手当)

第22条 正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第24条に規定する勤務1時間当りの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

(休日勤務手当)

第23条 祝日法による休日等(勤務時間等条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、勤務時間等条例第9条に規定する祝日法による休日が勤務時間等条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日に当たるときは、規則で定める日)及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第24条 第20条及び前2条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額その他規則で定める手当の額の合計額に12を乗じ、その額を規則で定める時間で除して得た額とする。

(管理職手当)

第25条 任命権者は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、別に指定するものについては、その特殊性に基づき第4条に規定する給料表に掲げられている給料額につき適正な管理職手当額表を定めることができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の規定による管理職手当額について準用する。

(管理職員特別勤務手当)

第26条 前条第1項に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、前条第1項に規定する職が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であつ

て正規の勤務時間以外の時間勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額（同項の勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（時間外勤務手当等に関する規定の適用除外）

第27条 第20条、第22条及び第23条の規定は、前条に規定する職にある職員には適用しない。

（期末手当）

第28条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第30条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）に、それぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第30条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第34条第8項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125.0を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125.0」とあるのは「100分の68.75」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員

にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上で規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

第29条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第30条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若し

くは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。
（勤勉手当）

第31条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）に、それぞれ在職する職員に対し、当該職員の

基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内に期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が管理者の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100.0を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第28条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第31条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第29条中「前条第1項」とあるのは「第31条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第31条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）

第32条 第5条第3項から第10条まで、第12条、第14条、第15条及び第17条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

（会計年度任用職員の給与）

第33条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、こ

の条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例で定める。

(休職者の給与)

第34条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれの100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれの100分の80を支給することができる。

4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれの100分の60以内を支給することができる。

5 職員が岩手沿岸南部広域環境組合職員の休職の事由に関する条例（平成18年岩手沿岸南部広域環境組合条例第6号。以下「休職条例」という。）第2条に掲げる場合の一に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、規則の定めるところにより、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

6 法第28条第2項又は休職条例の規定により休職にされた職員には、他の条例に別段の定めがない限り前5項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

7 法第55条の2第1項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

8 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で同項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、第28条第1項の規定により規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。

できる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

- 9 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第29条及び第30条の規定を準用する。この場合において、第29条中「前条第1項」とあるのは、「第34条第8項」と読み替えるものとする。

(単純労務者の給与の種類及び基準)

第35条 法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員の給与の種類は、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当とし、その給与の基準は、職務の性質及び責任を考慮して規則で定める。

(補則)

第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第28条第2項及び第31条第2項の規定の適用については、第28条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、第31条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」とする。
- 3 当分の間、職員の給料月額を、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第5項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項及び第6項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

(令和5年2月10日条例第1号・附則追加)

- 4 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
 - (2) 岩手沿岸南部広域環境組合職員の定年等に関する条例(平成18年岩手沿岸南部広域環境組合条例第18号)第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間(同条例第9条第1項又は第2項の規定により延

長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

- (3) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

(令和5年2月10日条例第1号・附則追加)

- 5 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第11項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第3項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第3項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

(令和5年2月10日条例第1号・附則追加)

- 6 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

(令和5年2月10日条例第1号・附則追加)

- 7 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第3項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第5項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

(令和5年2月10日条例第1号・附則追加)

- 8 附則第5項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第3項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員と

の権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

(令和5年2月10日条例第1号・附則追加)

- 9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、附則第3項の規定による給料月額、附則第5項の規定による給料その他附則第3項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(令和5年2月10日条例第1号・附則追加)

- 10 育児短時間勤務職員等に対する附則第3項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、算出率を乗じて得た額とする」とする。

(令和5年2月10日条例第1号・附則追加)

附 則 (平成19年2月21日条例第2号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年2月22日条例第1号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成19年4月1日から適用する。ただし、改正後の条例第31条第2項第1号の規定は、平成19年12月1日から適用する。

(平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

- 3 平成19年4月1日からこの条例の施行の日(次項において「施行日」という。)の前日までの間において、第1条の規定による改正前の岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、管理者の定めるところによる。

(施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号給の調整)

- 4 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受

ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 5 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成21年6月1日において減額対象職委員（職員であつて、その者に適用される給料表並びに職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級及び号給欄に掲げるものであるもの以外の職員をいう。以下この項において同じ。）であつた者に対して同年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例第28条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで若しくは第34条第1項から第3項まで、第5項若しくは第8項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から平成21年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.39を乗じて得た額（同じ職務の級に属する減額改定対象職員以外の職員で最高の号給を受けるものとの権衡を考慮して規則で定める減額改定対象職員にあつては、規則で定める額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1級	1号給から56号給まで

	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで

(規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成22年6月30日より施行する。

附 則

この条例中第1条の規定は平成22年12月1日から、第2条の規定は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成24年5月1日より施行する。

附 則

この条例は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この条例中第1条の規定は平成26年12月1日から、第2条の規定は平成27年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定中別表の改正規定は、公布の日から施行し、改正後の岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年2月15日条例第1号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 第1条中第28条第2項及び第31条第2項第1号の改正規定による改正後の岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の規定は、平成27年12月1日から、第1条中別表の改正規定による改正後の岩手沿岸南部広域環境組

合一般職の職員の給与に関する条例の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月23日条例第2号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の切替日前の異動者の号給の調整）

第2条 平成28年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の給料の切換えに伴う経過措置）

第3条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（規則で定める職員を除く。）には、平成33年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前条に規定する職員を除く。）について、同条の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同条の規定に準じて、給料を支給する。

第5条 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2条の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2条の規定に準じて、給料を支給する。

第6条 前3条の規定による給料を支給される職員に関する岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第28条第4項（給与条例第31条第4項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、給与条例第28条第5項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成28年岩手沿岸南部広域環境組合条例第2号）附則第3条から第5条までの規定による給

料の額との合計額」とする。

(岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の規則への委任)

第7条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成28年11月30日条例第4号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条中第31条第2項第1号の改正規定による改正後の岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の規定は、平成28年12月1日から、第1条中別表第1の改正規定による改正後の岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年2月9日条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(扶養手当に関する特例)
- 2 この条例の施行の日から平成31年3月31日までの間は、この条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第12条第3項及び第13条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

第12条第3項	前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円	前項第1号に該当する配偶者（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という）については1人につき8,000円（職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる」という「父母等1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあっては、そのうち1人については9,000円）
第13条第1項	その旨	その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職

		員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)
	(2) 扶養親族として要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)	(2) 扶養親族として要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。) (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。) (4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)
第13条第3項	においては、その	又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの
	その日が	これらの日が
	の改定	の改定(扶養親族たる子で第1項による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額も改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定

(規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成29年12月18日条例第3号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第31条第2項第1号の改正規定による改正後の岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の規定は、平成29年12月1日から、第1条中別表第1の改正規定による改正後の岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年12月17日条例第4号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条中第31条第2項第1号及び第2号の改正規定による改正後の岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の規定は、平成30年12月1日から、第1条中第21条第1項及び別表第1の改正規定による改正後の岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則 (令和元年12月17日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (令和2年2月20日条例第1号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月19日条例第4号)

(施行期日)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第21条第1項の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月1日条例第1号)

(施行期日等)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年12月16日条例第2号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条中第31条第2項第1号及び同項第2号の改正規定による改正後の岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の規定は、令和4年12月1日から、第1条中別表第1の改正規定による改正後の岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(令和4年4月1日前の異動者の号給の調整)

- 3 令和4年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 第1条の規定による改正後の岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。
- 5 第3条の改正規定による改正後の岩手沿岸南部広域環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(委任)

- 6 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (令和5年2月10日条例第1号) 抄

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第12条の規定は、公布の日から施行する。

(定義)

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定

めるところによる。

- (1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)をいう。
- (2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- (3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- (4) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。
(岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第13条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、岩手沿岸南部広域環境組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、岩手沿岸南部広域環境組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤

務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第2条の規定による改正後の岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第10条の6第2項及び第13条第2項並びに第7項の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第20条第3項の規定を適用する。
- 6 新給与条例第21条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額と同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 7 岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例第5条第3項から第6項まで及び第8項から第10項まで、第9条、第10条の2、第10条の3、第10条の5並びに第10条の7並びに新給与条例第5条第7項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 8 新給与条例附則第3項から第10項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

附 則（令和5年12月22日条例第6号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条中別表第1の改正規定による改正後の岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の規定は、令和5年4月1日から、第1条中第28条第2項及び同条第3項並びに第31条第2項第1号及び同項第2号の改正規定による改正後の岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の規定は、令和5年12月1日から適用する。

別表第1（第4条関係）

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	163,400	209,700	242,900	273,900	298,000	326,000	368,800
	2	164,500	211,400	244,500	275,600	300,100	328,200	371,400
	3	165,700	213,100	245,900	277,100	302,100	330,400	373,800
	4	166,800	214,700	247,300	278,700	304,000	332,400	376,200
	5	167,900	216,200	248,500	280,200	305,900	334,400	378,100
	6	169,000	218,000	250,100	281,900	307,700	336,500	380,700
	7	170,100	219,700	251,600	283,700	309,300	338,400	383,000
	8	171,200	221,400	253,000	285,600	310,900	340,300	385,500
	9	172,200	222,900	254,200	287,300	312,500	342,200	387,900
	10	173,700	224,500	255,600	289,200	314,800	344,200	390,600
	11	175,000	226,000	257,100	291,000	317,000	346,200	393,200
	12	176,300	227,500	258,400	292,800	319,000	348,300	395,800
	13	177,500	228,800	259,700	294,700	321,000	350,100	398,100
	14	179,000	230,300	260,900	296,300	323,000	352,100	400,400
	15	180,500	231,800	262,100	297,700	325,000	354,000	402,700
	16	182,100	233,200	263,300	299,100	326,900	355,900	405,000
	17	183,200	234,700	264,600	300,600	328,800	357,700	406,800
	18	184,700	236,200	265,900	302,600	330,800	359,700	408,700
	19	186,100	237,700	267,200	304,700	332,700	361,500	410,600
	20	187,500	239,100	268,500	306,500	334,600	363,400	412,500
	21	188,800	240,300	269,900	308,200	336,400	365,300	414,300
	22	191,100	241,900	271,400	310,100	338,400	367,200	416,100
	23	193,300	243,500	273,100	312,000	340,400	369,200	417,900
	24	195,600	244,900	274,600	313,900	342,300	371,100	419,700
	25	197,800	245,900	276,200	315,600	343,700	373,000	421,300
	26	199,500	247,400	277,900	317,600	345,700	374,900	422,800
	27	201,000	248,700	279,500	319,600	347,600	376,800	424,400
	28	202,500	249,800	281,100	321,500	349,500	378,800	425,900
	29	204,000	250,900	282,800	323,200	351,100	380,300	427,400
	30	205,500	251,900	284,300	325,300	353,000	382,100	428,600
31	206,900	252,800	285,800	327,300	354,800	383,900	429,900	

32	208,300	253,800	287,300	329,300	356,700	385,500	431,100
33	209,700	254,700	288,400	330,500	358,500	387,200	432,300
34	211,000	255,600	290,000	332,500	360,300	388,600	433,600
35	212,300	256,400	291,600	334,500	362,000	390,100	435,000
36	213,700	257,300	293,100	336,500	363,700	391,500	436,200
37	215,000	258,000	294,500	338,400	365,100	392,900	437,400
38	216,200	259,100	296,100	340,300	366,400	394,100	438,200
39	217,400	260,200	297,700	342,200	367,800	395,300	439,000
40	218,500	261,400	299,300	344,100	369,200	396,300	439,800
41	219,600	262,500	300,800	346,000	370,300	397,400	440,400
42	220,700	263,700	302,500	347,900	371,200	398,600	441,100
43	221,700	264,800	304,000	349,700	372,200	399,700	441,800
44	222,700	265,900	305,500	351,500	373,300	400,900	442,500
45	223,700	267,000	307,100	353,000	374,100	401,600	443,300
46	224,600	268,100	308,700	354,400	375,000	402,300	444,100
47	225,500	269,200	310,300	355,800	375,900	403,000	444,500
48	226,400	270,300	311,900	357,400	376,700	403,700	445,300
49	227,300	271,300	312,800	358,900	377,500	404,200	445,800
50	228,200	272,300	314,300	359,700	378,400	404,800	446,200
51	229,100	273,300	315,800	360,700	379,200	405,300	446,600
52	230,000	274,200	317,400	361,700	379,900	405,700	447,000
53	230,800	275,100	319,000	362,600	380,600	406,100	447,400
54	231,700	276,000	320,600	363,700	381,300	406,400	447,800
55	232,700	276,900	322,100	364,600	382,000	406,700	448,200
56	233,500	277,800	323,700	365,600	382,700	407,000	448,500
57	233,800	278,700	325,100	366,500	383,200	407,300	448,800
58	234,600	279,700	326,300	367,300	383,800	407,600	449,200
59	235,300	280,600	327,400	368,000	384,400	407,900	449,500
60	235,900	281,500	328,500	368,600	385,100	408,200	449,800
61	236,500	282,500	329,200	369,000	385,500	408,500	450,100
62	237,200	283,500	330,100	369,600	386,200	408,800	
63	237,800	284,400	330,900	370,300	386,800	409,100	
64	238,300	285,300	331,700	371,000	387,400	409,400	
65	238,800	285,800	332,500	371,300	387,800	409,700	
66	239,300	286,500	332,900	372,000	388,400	410,000	
67	239,900	287,200	333,600	372,700	389,000	410,300	
68	240,500	288,100	334,300	373,300	389,700	410,600	
69	241,000	289,200	335,100	373,600	390,100	410,800	
70	241,500	290,000	335,800	374,200	390,600	411,100	
71	242,000	290,800	336,500	374,900	391,100	411,400	

72	242,500	291,600	337,100	375,500	391,700	411,800
73	243,000	292,300	337,600	375,800	392,000	412,000
74	243,500	292,800	338,200	376,400	392,400	412,300
75	243,900	293,200	338,700	377,100	392,800	412,600
76	244,400	293,600	339,300	377,700	393,200	412,800
77	244,900	293,800	339,600	378,200	393,500	413,000
78	245,400	294,100	340,100	378,700	393,800	
79	245,900	294,300	340,500	379,300	394,100	
80	246,400	294,600	340,900	379,800	394,300	
81	246,800	294,800	341,300	380,300	394,500	
82	247,400	295,000	341,800	380,900	394,800	
83	247,800	295,300	342,300	381,400	395,100	
84	248,200	295,500	342,800	381,700	395,300	
85	248,600	295,800	343,100	382,100	395,500	
86	249,000	296,100	343,500	382,600	395,800	
87	249,400	296,400	344,000	383,000	396,100	
88	249,800	296,700	344,500	383,400	396,300	
89	250,200	297,000	344,800	383,800	396,500	
90	250,700	297,400	345,200	384,300	396,800	
91	251,000	297,700	345,700	384,700	397,100	
92	251,300	298,100	346,100	385,100	397,300	
93	251,600	298,300	346,300	385,400	397,500	
94		298,500	346,700	385,900	397,800	
95		298,800	347,200	386,300	398,100	
96		299,200	347,600	386,700	398,300	
97		299,500	347,800	387,000	398,500	
98		299,800	348,200	387,500		
99		300,200	348,600	387,900		
100		300,600	348,900	388,300		
101		300,800	349,200	388,600		
102		301,100	349,600			
103		301,500	350,000			
104		301,800	350,400			
105		302,000	350,900			
106		302,300	351,300			
107		302,700	351,700			
108		303,000	352,100			
109		303,200	352,600			
110		303,600	353,000			
111		304,000	353,300			

	112		304,300	353,600				
	113		304,500	354,100				
	114		304,700					
	115		305,000					
	116		305,400					
	117		305,600					
	118		305,800					
	119		306,100					
	120		306,400					
	121		306,800					
	122		307,000					
	123		307,300					
	124		307,600					
	125		307,900					
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		190,400	218,100	258,500	278,100	293,300	319,000	361,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第33条に規定する職員を除く。

別表第2（第4条関係）

等級別基準職務表

等級	標準的な職務
----	--------

1 級	主事補、技師補、主事又は技師の職務
2 級	主事、技師又は主任の職務
3 級	主任、主査又は係長の職務
4 級	係長又は主幹の職務
5 級	主幹又は事務局次長の職務
6 級	事務局次長又は事務局長の職務
7 級	事務局長の職務